

物品・委託等総合評価落札方式に係る学識経験者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2の規定により、価格その他の条件をもって落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）の実施に際し、施行令第167条の10の2第4項及び第5項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見の聴取に関し必要な事項を定める。

(学識経験者の委嘱)

第2条 学識経験者は、公正で中立な立場から客観的に意見を述べることができると認められる者のうちから知事が委嘱するものとする。

2 学識経験者の数は、2名以上とする。

(所掌事務)

第3条 学識経験者は地方自治法施行規則（昭和22年内務令第29号）第12条の4第1項により、落札者決定基準を定めようとするとき及び落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて、意見を述べるものとする。

2 前項において落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとされた場合には、落札者を決定しようとするときに意見を述べるものとする。

(学識経験者の報償費)

第4条 学識経験者の報償費については、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年千葉県条例第27号）第3条第1項第2号の例により、日額13,000円を支給するものとする。

(学識経験者の費用弁償)

第5条 学識経験者の旅費については、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第2条第2項第2号、第6条第1項及び別表第二により支給するものとする。

(庶務)

第6条 学識経験者からの意見聴取に係る庶務は、入札及び契約に関する事務を分掌する本庁の課又は出先機関等において行う。

(秘密の保持)

第7条 学識経験者は、第3条に規定する事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。落札者決定後も、また同様とする。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。